

従業員の老後資金は 福商確定拠出年金(DC)プランで準備ませんか？



福商確定拠出年金(DC)プランは様々な企業ニーズにお応えできます!!

制度内容

事業所が毎月払い込む掛金(加入者が上乗せ拠出することも可)を加入者である社員の皆様が自己責任で運用し、その運用収益(損失)の合計額を60歳以降(老後)に年金または一時金として受け取ることができます。



福岡県下の中小企業様向けの総合型確定拠出年金制度を福岡商工会議所とりそな銀行が共同開発したプランです。

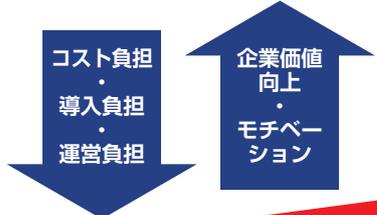
加入資格

福岡県下に主たる事務所を有する企業(厚生年金適用事務所)で、従業員数(加入者数)15名以上の企業です。



導入効果

「コスト負担・導入負担・運営負担」を軽減し、「企業価値・従業員モチベーション」の向上に寄与します。



福岡県下の導入企業拡大中!!

税制
メリット

掛金の積立時点

- ・会社が拠出した掛金は非課税(損金算入)
- ・本人が拠出した掛金も非課税(所得控除)(所得税や住民税が下がる)

掛金の運用時点

- ・運用によって生じた収益は非課税(利息、配当、分配金、売却益等すべて)

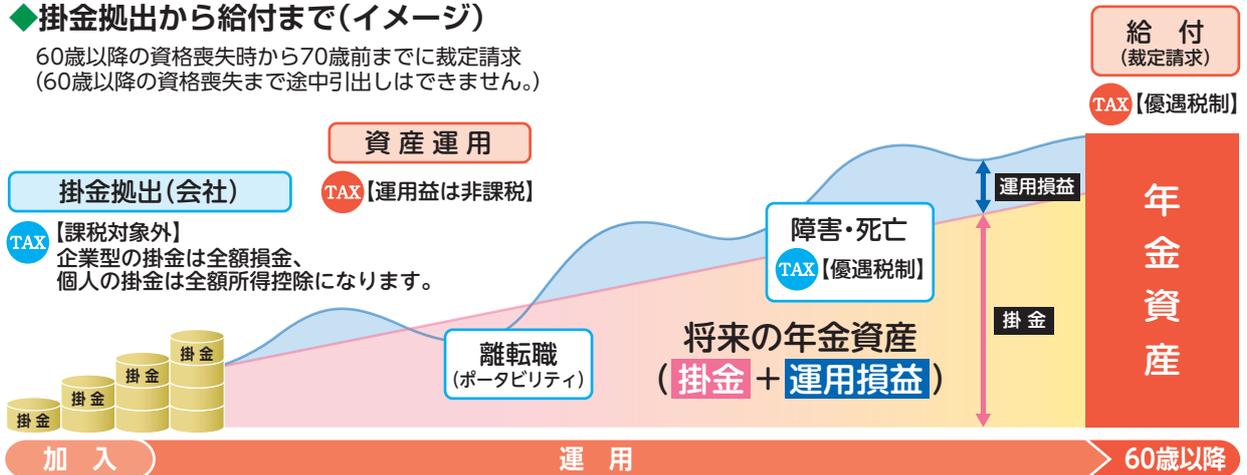
年金・一時金の受取時点

- ・年金受取は公的年金等控除の対象
- ・一時金受取は退職所得控除の対象

※平成29年6月時点の税制に基づくもので、今後取扱が変わる可能性があります。

◆掛金拠出から給付まで(イメージ)

60歳以降の資格喪失時から70歳前までに裁定請求(60歳以降の資格喪失まで途中引出しはできません。)



◎ご加入にあたっては、りそな銀行および当所担当者から詳細な説明をお聞き下さい。

福商確定拠出年金(DC)プラン資料請求 福岡商工会議所 会員組織・共済グループ FAX.092-441-2810

事業所名	ご担当	TEL	-	-
住所	担当者名			

ご記入いただく個人情報は、当所とりそな銀行の担当者が制度のご案内をお届けする目的にのみ利用させていただきます。